

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>8の31-1-1 <u>規則第8条の31第1項1号に規定する「公共施設等運営権の概要」には、公共施設等運営権の対象となる公共施設等の内容、公共施設等運営権実施契約に定められた公共施設等運営権の対価の支出方法、運営権設定期間及び残存する運営権設定期間並びにプロフィットシェアリング条項（「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」に定めるプロフィットシェアリング条項をいう。）の概要等が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>8の31-2 <u>規則第8条の31第2項に規定する注記については、次の点について留意する。</u></p> <p>1 <u>規則第8条の31第2項第1号ロに規定する更新投資に係る資産の計上方法とは、更新投資を実施した時に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属する部分に限る。以下同じ。）に関する支出額を資産として計上する方法をいう。</u></p> <p>2 <u>規則第8条の31第2項第2号ロに規定する更新投資に係る資産及び負債の計上方法とは、公共施設等運営権を取得した時に、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上する方法をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>27-14 <u>水利権、著作権、映画会社の原画権、公共施設等運営事業における更新投資に係る資産等は、規則第27条第14号に掲げる資産に属するものとする。</u></p>	<p>27-13 <u>水利権、著作権、映画会社の原画権等は、規則第27条第13号に掲げる資産に属するものとする。</u></p>